



第175号

発行所 大阪府危険物品協会連合会  
 発行人 田宮 周策  
 大阪市西区西長堀北通1丁目  
 四つ橋ビル8階  
 TEL (531) 9717, 5910  
 定価 1部20円

## 消防法、組織法の一部改正

さきに審議中の「消防法および消防組織法の一部を改正する法律」案は、第58回通常国会において成立し、改正法は43年法律第95号をもって6月10日公布され、一部を除き公布の日から施行された。

また、これに伴い消防法施行規則の一部を改正する省令は別掲のとおり昭和43年自治省令第16号をもって6月12日公布施行された。

今回の改正は、高層建築物、地下街等における防火管理の徹底を期すほか、ガス、危険物等の漏洩、流出等により火災の発生が切迫している場合における警戒措置を定める等、近年増加しつつある特殊火災に対処する防災体制を整備するとともに、消防職員団員の資質の向上を図るため、消防署長の資格および消防学校における教育訓練の基準を定める等である。

### 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律

(昭和43年法律第95号)

#### (消防法の一部改正)

第1条 消防法(昭和23年法律第186号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「従事する職員」の下に「又は常勤の消防団員」を加える。

第4条の2第1項中「消防団員」の下に「(消防本部を置かない市町村においては、非常勤の消防団員に限る。)」を加える。

第8条第1項中「監督」の下に「、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理」を加え、同条の次に次の2条を加える。

第8条の2 高層建築物(高さ31メートルをこえる建築物をいう。次条において同じ。)その他政令で定める防火対象物で、その管理について削除」に改める。

第47条第3号中「場屋」を「消防対象物」に改め、同条を第46条とし、第5章中第46条の前に次の1条を加える。

(火災警戒区域出入者)

第45条 法第23条の2第1項の命令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 1 火災警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者
  - 2 事故が発生した消防対象物又は船舶の勤務者で、当該事故に係る応急作業に關係があるもの
  - 3 電気、ガス、水道等の業務に従事する者で、当該事故に係る応急作業に關係があるもの
  - 4 医師、看護婦等で、救護に従事しようとする者
  - 5 法令の定めるところにより、消火、救護、応急作業等の業務に従事する者
  - 6 消防長又は消防署長が特に必要と認める者
- 2 消防長又は消防署長は、現場の状況により必要があると認める場合は、前項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる者の全部又は一部に対して、火災警戒区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。

第46条の次に次の1条を加える。

(情報の提供を求めることができる者)

第47条 法第25条第3項の命令で定める者は、前条各号に掲げる者及び延焼のおそれある消防対象物の関係者、居住者又は勤務者とする。

第48条第1項第1号中「消防対象物」の下に「又は船舶」を加え、同項第2号中「場屋に勤務する者」を「消防対象物又は船舶の勤務者」に改め、同項第4号中「救急又は」を削り、同項第5号中「又は条例」を削り、同項当該職権を行なったときは、警察署長は、直ちにその旨を消防長又は消防署長に通知しなければならない。

第25条に次の1項を加える。

火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、当該消防対象物の関係者その他命令で定める者に対して、当該消防対象物の構造、救助を要する者の存否その他消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることができる。

第44条中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

11 第23条の2の規定による火氣の使用の禁止、退去の命令又は出入の禁止若しくは制限に従わなかった者

## (消防組織法の一部改正)

第2条 消防組織法(昭和22年法律第226号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「制度」を「、防火管理その他火災予防の制度」に改め、同条第5号中「及び第9条第4号」を削る。

第9条第4号を削る。

第14条の3中「政令で定める資格を有する者のうちから」を削り、同条に次の1項を加える。

消防長及び消防署長は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

第26条中「訓練を行う」を「教育訓練を行なう」に改め、同条に次の3項を加える。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、単独又は都道府県と共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行なうために消防学校を設置することができる。

前項の規定により消防学校を設置する指定都市以外の市及び町村は、消防職員及び町村は、消防職員及び消防団員の訓練を行なうために訓練機関を設置することができる。

消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。

第26条の2中「、消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関」を「又は消防学校」に改める。

## 附 則

- この法律は、公布の日から施行する。ただし、第1条中消防法第8条の次に2条を加える改正規定及び第2条中消防組織法第14条の3の改正規定は、昭和44年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の消防法第8条の3の規定は、同条に係る改正規定の施行の際現に使用する同条の物品については、適用しない。
- 消防組織法第14条の3の改正規定の施行の際に市町村の消防署長の職にある者は、第2条の規定による改正後の同法第14条の3第2項に規定する消防署長の資格を有するものとみなす。

## 消防法施行規則の一部を改正する省令

## (昭和43年自治省令第16号)

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 防火管理者(第1条—第4条)」を「第1章 防火管理者等(第1条—第4条の2)」に、「第4章 消防用機械器具等の検定(第35条—第46条)」を「第4章 消防用機械器具等の検定(第35条—第44条)」に、「第5章 応急消火義務者等(第47条—第49条)」を

「第5章 応急消火義務者等(第45条—第49条)」に改める。

「第1章 防火管理者」を「第1章 防火管理者等」に改める。

第34条の2中「市町村長」の下に「。以下同じ。」を加える。

「第43条から第46条まで 削除」を「第43条及び第44条で権原が分かれているもの又は地下街(地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。次条において同じ。)でその管理について権原が分かれているもののうち消防長若しくは消防署長が指定するものの管理について権原を有する者は、前条第1項に規定する消防計画の作成その他の防火管理上必要な業務に関する事項のうち自治省令で定めるものを、協議して、定めておかなければならぬ。

前項の権原を有する者は、同項の自治省令で定める事項を定めたときは、遅滞なく、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

第8条の3 高層建築物若しくは地下街又は劇場、キヤバレー、旅館、病院その他の政令で定める防火対象物において使用するどん帳、カーテン、展示用合板その他これらに類する物品で政令で定めるものは、政令で定める基準以上の防炎性能を有するものでなければならない。

第5章中第23条の次に次の1条を加える。

第23条の2 ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、消防長又は消防署長は、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。

前項の場合において、消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けて同項の職権を行なう消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったときは、警察署長は、同項の職権を行なうことができる。この場合において、警察署長が第7号中「市町村長又は消防長」を「消防長又は消防署長」に改める。

第49条中「前2条の規定」を「前3条の規定」に改める。

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

## 解説

### 消防法

#### 1 予防査察体制の強化

- (1) 従来、消防団員には、特に必要な場合に消防対象物及び期日又は期間を限定して立入検査等をさせることができることになっていたが、今回の改正により、消防本部を置かない市町村の常勤の消防団員には、当該市町村の消防事務に従事する職員と同様、随時、立入検査等を行なわせることができることとされた（消防法第4条及び第4条の2の改正）。これは、近年の農山漁村地域における危険物、(文) LPG の著しい普及に対し、予防行政を強化することを趣旨とするものである。
- (2) (1)に関連して、消防本部を置かない市町村においては、常勤の消防団員に消防法第34条の原因調査のための立入検査をさせることができることとされた。
- (3) 消防法第4条及び第34条の規定による常勤の消防団員の立入検査を拒み、妨げ又は忌避した者に対しては、罰則が設けられた。（消防法第44条第2号）。

#### 2 防火管理者の業務の拡大

- (1) 防火管理者の業務に「避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理」が加えられた。（消防法第8条第1項の改正）。
- (2) 「避難又は防火上必要な構造」とは、建築物の内装、防火区画、防火戸、廊下、及び階段をいい、「避難又は防火上必要な設備」とは、エレベーター、煙突等をいい、それぞれ、主として建築基準法によって規制されているが、例えば内装や防火戸に違法な変更を加えたり、廊下や階段に物品を積み上げ防火シャッターの下に可燃物を置く等の行為によりこれらの構造及び設備が完全に機能を果さずいたずらに火災の拡大や人命の損傷を招く例が多くなっていることにかんがみ、これらの維持管理が法律上防火管理者の業務として加えられたものである。
- (3) 「避難又は防火上必要な収容人員の管理」とは、防火対象物に過剰な人員が収容されないように管理することをいうものである。

これは避難時のパニックを防止することが最大のねらいであるので、防火対象物の避難施設の数、広さ等の実態に応じ、避難の際にパニックが生じるおそれがないように収容人員を管理するようにされたい。なお、消防法施行規則第1条の収容人員の算定方法は、一応の目安として考慮することも妨げない。

#### 3 高層建築物、地下街等の防火管理体制の強化

- (1) 管理権が分かれている高層建築物、地下街等において、火災の際の混乱と惨事を防止するため、通報、避

難誘導の方法、防火シャッターの開閉、換気設備の排煙機能への切り替え等防火管理に関する事項について、あらかじめ、協定しておくこととされた。（消防法第8条の2）。

- (2) 高層建築物以外の政令で定める防火対象物としては、高さ31メートル以下のこれに準ずる規模のもので、多数の人が出入りする施設を規制の対象にする趣旨であり、この政令はおって定められる。
- (3) 防火管理に関する事項についてこの協議は、協議会を組織して行う。  
地下街や建築物において、管理についての権原が分かれている様様は区々であるが、協議会の組織については、例えば、一つの地下街又は建築物が区分所有されている場合でそれらの所有権者がそれぞれ使用しているときにはそれら所有権者が、またいわゆる貸ビルのように区分されて賃貸借がなされている場合には、それぞれの賃借人が、共同部分を管理する者とともに構成員となるように指導する。
- (4) 消防長又は消防署長の地下街の指定は、権原が分かれているもののすべてについて行なうのが原則であるが、地下街の延長がきわめて短く、又は地上の屋外へ避難するための施設が十分あるため、地下街特有の危険がないものについては除外してもさしつかえない。  
この指定にあたっては、一の地下街として協議会を組織すべき区域の範囲を明らかにする。この場合において、一の地下街としてとらえるのは、単に地下道で連結されているか否かのみによることなく、一体として防火管理に関する事項を協議して定めておく必要のある範囲であるか否かによる。
- (5) 防火管理に関する事項について協議し、定めたときには管理について権原を有する者は、消防長又は消防署長に届け出ることとされている。（消防法第8条の2第2項）。この届出は、権原を有する者の連名をもって行なうのが原則であるが、協議会が組織されているところでは、その代表者が行なってもさしつかえない。
- (6) 消防機関は、届出を受けてその内容を検討し、不適当箇所については是正するように指導するほか、必要に応じ積極的に、実態に適合した防火管理の取り決めがなされるよう指導する。
- (7) 消防法第8条の2の規定は、昭和44年4月1日から施行されることになっており、これに基づく政令及び省令はおって定められるが、あらかじめ地下街等の実態を十分掌握し、そのあるべき管理体制について検討しておくこと。

#### 4 防炎性能の義務づけ

- (1) カーテン、どん帳のように垂れ下がっているもの又は展示用合板のように立ち上っているものは、火源に

接した場合に、着火物となって、急速に火災を拡大させる原因となるので、とくに火災の危険、又は人命に対する危険の高い防火対象物におけるこれらの物品について防炎性能を義務づけることとされた。(消防法第8条の3)。

(2) 防炎規制の対象となる高層建築物及び地下街については火災が発生した場合に、煙が急速に拡散し、又は滞留するうえ消防機関の消防活動が實際上困難であることを、劇場、キャバレー等については不特定かつ多数の者が出入りする用途のものであることを、病院については避難能力の劣る者を収容していること等をそれぞれ考慮したものである。

(3) 消防法第8条の3の規定は、昭和44年4月1日から施行されることとなっているが、改正法附則第2項の経過規定により施行の際現に使用している物品については、適用されないこととされている。

(4) 防炎性能の規制についての具体的事項は、本条に基づく政令が定められたときに、防炎薬剤の鑑定、防炎性能の表示の方法等の防炎規制の推進方法を含めてあらためて通知する予定である。

## 5 火災警戒区域の設定

(1) 近時における危険物、LPG等の普及に伴い、ガスの漏えい、危険物の流出等の事故が増加してきているが、これらの事故が発生した場合には、爆発等の危険が大きいので火災が発生する以前の段階においても警戒区域を設定し、火気の使用禁止、退去の命令等の措置をとれることとされたこと(消防法第23条の2)。

(2) 火災警戒区域の設定は、ガス・火薬又は危険物の事故の場合に限られるが、海上においても警戒区域を設定することができる。

(3) 設定権者は消防長又は消防署長とされていること。この権限を消防吏員又は消防団員に委任することは可能であるが、消防警戒区域の場合と異なり、法律上消防長又は消防署長に設定権限が与えられている趣旨に照らして、この委任は、相当な階級の者に限るなどの配慮が必要である。

(4) 火災警戒区域を設定した場合における退去の命令、出入の禁止制限の措置は、改正後の消防法施行規則第45条に定める者以外の者に対してとることができるものとされていること。なお、同規則第45条第6号に該当する者としては、会社間の応援協定により応急作業に従事する者等が考えられること。

(5) タンクローリー等の事故、道路に近接した施設の事故等により、路上を含めて火災警戒区域を設定した場合において、相当時間通行を制限することになるときには、すみやかに所轄警察官署及び道路管理者に通報する。

(6) 消防長又は消防署長が要求したとき、又はこれらの者若しくはその委任を受けた者が現場にいないときには、警察署長が火災警戒区域を設定する等の職権行使することができることとされている。(消防法第23条の2第2項)。

(7) 火災警戒区域が設定された場合の火気の使用の禁止、退去の命令又は出入の禁止若しくは制限に従わなかつた者に対しては、罰則が設けられた。(消防法第44条の改正)

## 6 情報の要求

炎焼中の消防対象物の構造、救助を要する者の存否危険物の存否等についての情報が得られなかつたため、救出可能であつた者を救出できなかつたり、消火活動中不慮の事故を起こした事例が少なくないことにかんがみ、火災の現場において、消防吏員又は消防団員は、火災が発生した消防対象物の関係者のほか、改正後の消防法施行規則第47条に定める者に対して、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることができることとされたこと(消防法第25条第3項)。

## 消防組織法

### 1 消防庁の所掌事務

消防法の改正により、防火管理その他火災予防の制度が整備されたこと等に伴い、消防庁の所掌事務に「防火管理その他火災予防の」制度が明記された。(消防組織

## 消防ポンプから家庭用消火器まで! 消防機器の総合メーカー



梯子消防車  
消防ポンプ車  
保険付消火器  
クレーン車

**森田ポンプ株式会社**

本社 大阪市生野区腹見町2の33  
TEL (751) 1351  
営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡

法第4条第3号の改正)。

## 2 消防署長の資格

(1) 消防署長については、消防事務の複雑化、専門化及び消防の第一線機関の指揮者としての責任が加重されていることに伴い、専門的な知識及び経験が要求されているので、その資格を政令で定めることとされた。

(消防組織法第14条の3第2項)。

(2) この改正規定施行後においては、消防署長は政令で定める資格を有する者のうちから任命しなければならないこととなるので、消防署長の適任者が得がたいような場合には、都道府県による市町村相互間の人事交流のあつせんの制度を活用されたい。

(3) この改正規定は、昭和44年4月1日から施行されるが、その施行の際に消防署長の職にある者については、所定の資格を有するものとみなす旨の経過措置がなされている。(消防組織法附則第3項)

なお、消防署長の資格を定める政令は、近く制定される予定である。

## 3 消防職員及び消防団員の教育訓練

(1) 消防学校は都道府県が設置することとされているが、今回の改正により、指定都市も、単独に又は都道府県と共同して消防学校を設置することができることとされた。(消防組織法第26条第2項)。

(2) 消防学校を設置する指定都市以外の市町村は、訓練機関を設置することができる旨の規定が置かれた。(消防組織法第26条第3項)。

(3) (1)及び(2)の改正に伴い、消防組織法第9条第4号が削除された。

なお、市町村が消防学校又は訓練機関を設置するにあたっては、都道府県の消防学校といたずらに競合することのないよう留意されたい。

(4) 消防学校の教育訓練の全般的な水準を引き上げ、消防学校間の格差を是正するため、消防庁が消防学校の教育訓練の基準を定め、消防学校の設置者にこれを確保するよう努めるべき義務を課すこととされた。

(消防組織法第26条第4項)。

なお消防学校の教育訓練の基準については、昭和39年3月5日自消甲教發第8号各都道府県知事あて消防庁長官通知「消防学校の施設及び運営の基準の制定及び消防教養基準の改正について」に示されているが、これを基礎として新基準を制定すべく目下検討である。

## 製造所等の修理分解作業時は

## 適正な措置、作業届を

大阪市

大阪市内で最近製造所、一般取扱所の設備修理中に、別掲のような事故が続発しているので、大阪市危険物規制規則第7条による危険作業届を遅れないよう適格に提出させ、適正な措置によりこの種災害防止の徹底をはかることになった。

例えば引火性物質等を取り扱う危険物施設の修理等には作業前に危険物質を排除し、しかも測定器等を用いて完全に排除されたことを確認し、以後定期的に測定して保安を確保する。当然この場合気象条件をも考慮すべきである。

事故例 7月6日午後2時20分頃、此花区O社、一般取扱所で設備修理中、可燃蒸気が蒸発、3名が死亡、4名が負傷した。

ナフサガス製造設備の定期点検のため廃ガスで全設備をバージし、安全を確認してから点検、レリーフホルダー水封器の修理作業を終ったのでレリーフホルダー入口部の配管ボルト締め中引火した。

事故例 6月10日午前0時50分、大正区M社、製造所で水素に引火し、1名が負傷した。

動植物油水添反応容器の修理中、反応器に窒素ガスを封入し、水素を放出したが、ガス置換が不完全で、残留水素が触媒酸化熱で引火したもの。

## あらゆる消防設備・設計・施工

斎田式救助袋

三洋式誘導標識灯

自動火災報知設備

各種  
消  
火  
器  
一  
器  
部  
品

ケミカルホース  
炭酸ガス  
エアホース  
消火装置

株式会社  
三和商會  
日本マドト  
救助袋イケ消  
近畿地区ル  
代理店  
大阪市西区江戸堀北通二丁目八  
TEL 大阪 (43) 二四五六一九

## 物質の危険性一覧表(3)

物質名	物質 <危険 因 子	危険性状	引火点 (°C)	発火点 (°C)	爆発範囲	沸点 (°C)	備考
ケロシン	10~5	火災 液	37.8~73.9	254	1.16~6.0		
鉱油	5	" 油	76.7				
酢酸アミル	10	" 液	25.0	399	1.12~7.5	121	
酸化アルミニウム	1	固	—				
酢酸プロム	1	固	—			206	
三ツ化窒素	爆発性	気				-120	ショックで爆発
酸素	16	酸化剤	"	—	—	-183	
三臭化プロピレン	1	液	—	—	—	220	
三塩化チタン	16	火災 固	発火性				
酢酸ビニール	15	" 液	-28.9	427		73	光で重合
硝酸アンモニア	16	酸化剤	粒			170	冷所保管つめこみ不可
硝酸ビスマス	16	火災 固	—				水で分解
硝酸第二鉄	16	酸化剤	固	—	—	—	
硝酸カリ	16	" "	—	—	—	—	
硝酸ソーダ	16	" "	—	—	—	—	
臭素	16	" 液				59	
臭化ベンゼン	5	火災 "	65	566		155	
n-臭化ブチル	10	" "	23.8	315	5.2~5.6	101	
臭化アミン		爆発 固					
臭化水素	1	気				-67	
臭化プロパギル	16	火災 液	18.3			89	熱分解して有毒ガス発生
臭化ビニール		"	—			16	酸化物と激く反応
臭素酸カリ	16	酸化剤	固	—	—	—	重合
臭素酸ソーダ	16	" "	—	—	—	—	
重クロム酸カリ	16	" "	—	—	—	—	
重クロム酸ソーダ	16	" "	—	—	—	—	
シアナミド	5	火災 "	141				
シクロヘキサン	15	" 液	-18.3	268	1.3~8.35	81	
シクロヘキサノール	5	" 結晶	68.7			161	
シクロヘキサン	5	" 液	63.8	453	1.1	157	
O-シクロヘキシルフェノール	5	" 固	132.2			169	
P-シクロヘキシルフェノール	5	" 固					
ジアリルエーテル	15	" 液	-4.4			93	
O-ジクロロベンゼン	5	" "	68.3	2~9		173	
P-ジクロロベンゼン	5	" "	65.6				
ジクロロブタン	15	" "	21.1			116	
1,1-ジクロロエタン	15	" "	-5.6	458	5.6~11.4	57	
1,2-ジクロロエチレン	15	" "	-1.2		3.3~15	64	
ジクロロエチルエーテル	5	" "	85	369		178	
ジクロロイソプロピルエーテル	5	" "	85			189	
2,6-ジクロロフェノール	5	" 固	113.8			48	
1,1-ジクロロプロパン	15	" 液	21.1			88	
1,3-ジクロロ-2-プロパノール		液				174	分解して有毒ガス

1,2-ジクロロプロパン	10	火 災	"	35		
1,3-ジクロロプロパン	15	"	"	21.1		103
2,3-ジクロロプロパン-1	10	"	"	35		94 分解して有毒ガス
ジーゼル油	10	"	"	43.4~88.7	257	
ジエタノールアミン	5	"	液、固	138	662	
ジエチル臭化アルミニウム	20	"	液		0~100	195 空気、水、アルコールと接触して燃焼
ジエチルアミン	12	"	"	-17.8	312	56
ジエチルベンゼン	10	"	"	55.6	430	184
ジエチル炭酸塩	10	"	"	31.6		126
ジエチルシクロヘキサン	10	"	"	55.6		177
ジエチレングリコール	5	"	"	135	229	247
ジエチレングリコール	5	"	"	70		162
ジメチルエーテル	5	"	"	101.6	399	209
ジエチレントリアミン	18	"	"	-40	180 1.8~36.5	35
ジエチルエーテル	5	"	"	117.2		296
エチルフタール酸塩	5	"	"			
ジヘキシルアジピン酸塩	5	"	"	162.8		
ジイソブチレン	15	"	"	-6.7		102
ジイソプロパノールアミン	5	"	固	126.6		
ジイソプロピルアミン	15	"	液	-6.7		84
1,3-ジメトキシ-2-プロパノール	5	"	"	68.9		169
ジメチルアミン(無水)	18	"	気	-6.1	402 2.8~14.4	7.5
2-ジメチルアミノエタノール	7	"	淡	31.1		131.1
N,N-ジメチルアニリン	5	火 災	淡	62.7	371	
ジメチルブタン	15	"	"	<-6.7	425	50
ジメチルホルムアミド	5	"	"	57.2	445 2.2~15.2	153
ジメチルヒドラジン	15	"	"	2.7	63	63
ジメチルフタレート	5	"	"	146.1	556	284
ジメチルサルフェート	5	"	"	84.3		188
ジメチルサルファイド		"	"		206	37
ジメチルスルホキシド	5	"	"	95		
m-ジニトロベンゼン		爆 発	固	150		
6-ジニトロ-0-クレゾール		"	粉			
ジオクチルフタレート(DOP)	5	火 災	淡	218		
m-ジオキサン	12	爆 発	淡	12.3 266	2~22 105	無水物は過酸化物

株 式 会 社

スタンダード石油大阪発売所

ESSO

取締役社長 松村喜美  
 本社 大阪市西区城4丁目70番地  
 TEL (443)-1271(代表)  
 桜島油槽所 大阪市此花区梅町2の8  
 TEL (461)7186  
 L.P.G長柄充填工場 大阪市大淀区長柄東通93-39  
 TEL (928)5788 (351)1752-5044

## 【サービスステーション・電話】

道頓堀	(27)5747	堺	江(53)6325	豊中	本町(52)1677	蒲生(33)4893	千里(34)4220
松島	(53)3097	三國	(31)1290	生駒(33)4622	新町(33)3455	粉川町	
空心堀	(28)3988	小阪	(33)8150	鞍替町(44)1270	玉造(30)1765		
帝塚山	(22)6070	高井田	(27)6849	町(30)2706	老江(45)6890	箕面	
長居	(28)9225	豊中セントラル	(53)2595	海老井(33)0084			
		給油所	他53カ所				

## 大阪市消防局長に 畠中良一氏

赤井前局長は勇退



大阪市では7月1日付人事異動を発令、消防局長赤井次郎氏勇退に伴い新局長に畠中良一氏(監査事務局長)を任命した。

赤井氏は昭和17年大阪府消防手を拝命し、35年間大阪消防とともに歩んできた消防人で、初代指導課長と

**畠中局長** して危険物行政に残した功績は大きく、又40年消防局長就任後も近代消防の拡充に努力され、3月には自治体消防発足20周年を記念して「消防功績章」が授与された。

**畠中良一氏略歴** 大正3年生れ、昭和12年京都大学法学部卒業、大阪市に入り、昭和37年都島区長、42年監査事務局長をへて今日に至る。

### 大阪府消防救助課人事異動

大阪府ではこのほど係長級の大巾な異動を行ったが、消防救助課予防係関係は次のとおり。

▷予防係長 杉山晃(同係主査) ▷予防係主査 三沢哲男

### 寺田連合会長、安全功労で表彰

自治省では昭和43年度消防関係の安全功労者として、岸和田市火災予防協会会長、大阪府危険物品協会連会長寺田兵蔵氏を表彰した。

### 大阪府で本年第2回目

### 危険物取扱主任者試験実施

大阪府では7月26、27日の両日、午前10時から2時間、大阪工業大学、大阪商業大学、桃山学院大学で、取扱主任者試験を実施する。願書は22日、23日府庁で受付けられた。

合格発表は8月6日、府庁及び府下各消防署で行われるとともに合格者本人宛通知される。

なお、連合会ではこれに先立ち、大阪府厚生会館、市立森之宮労働会館、大東市役所、堺市民館で準備講習を実施、受講者は延約1,700名であった。

### 次は10、11月頃

次回は来年10月か11月頃の予定で、9月には大要がわかる予定。



いま話題の

ABC粉末消火器は

ヤマトが

開発しました!



ヤマト消火器株式会社

大阪・東京・福岡・北九州・尾道・名古屋・静岡・仙台・札幌・広島・富山

## 一流メーカー品ばかりそろう

ヤマト式消火器

能美式自動火災警報設備

サンヨー式誘導灯

斎田式避難器具

本社 大阪市北区空心町1-5 電 (351) 9651  
大阪営業所 大阪市東成区大今里南之町 電 (971) 5636  
堺営業所 堺市大浜北町2-62 電 (2) 3562  
西野田営業所 大阪市福島区茶園町128 電 (461) 3163



真弓興業株式会社